

平成19年5月22日

各 位

NISグループ株式会社

(東京証券取引所第一部：8571)

定款の一部変更に関する株主総会議案決定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年6月23日開催予定の第48期定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

ア. 定款一部変更の件（甲）

- (1) 第48期定時株主総会において株式の併合の議案が承認可決されることを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を減少するための所要の変更を行うものであります。(株式の併合につきましては、本日発表の「株式の併合に関する株主総会議案決定のお知らせ」をご参照下さい)
- (2) 上記(1)の変更の効力は、株式の併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式の併合の効力発生日経過後これを削除するものいたします。

イ. 定款一部変更の件（乙）

- (1) 事業内容の変化・多様化および今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条に規定する事業目的を変更・追加するものであります。
- (2) 上記(1)のうち、第32号～第36号の事業目的の追加につきましては、平成18年6月14日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行により、証券取引法が金融商品取引法に改組されますが、本法律に該当する事業展開に対応するため、所要の変更を行うものであります。

本定款変更は法律の施行日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、法律の施行日経過後これを削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

3. 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日

- ① 定款一部変更の件（甲） 株式の併合の効力発生日である平成 19 年 8 月 31 日
- ② 定款一部変更の件（乙） 平成 19 年 6 月 23 日

ただし、変更案第 2 条の第 32 号～第 36 号の変更は、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）附則第 1 条本文に規定される施行日

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

N I S グループ株式会社

(I R 広 報 部) 0 3 - 3 3 4 8 - 2 4 1 7

ア. 定款一部変更の件（甲）

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>768,000</u> 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>384,000,000</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>第 6 条の変更は、当社第 48 期定時株主総会の第 1 号議案に係る株式の併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式の併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

イ. 定款一部変更の件 (乙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~23. (項目省略)</p> <p>24. <u>総合ブライダルサービスに関する業</u></p> <p>25. ~28. (項目省略)</p> <p>29. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~23. (現行どおり)</p> <p>24. <u>商品・役務の販売の代行、請負に関する業</u> <u>務</u></p> <p>25. ~28. (現行どおり)</p> <p>29. <u>信託業務</u></p> <p>30. <u>その他法律により信託会社が営むことのできる業務</u></p> <p>31. <u>企業の合併、提携、事業譲渡等の調査、企画及びそれらの斡旋仲介業務及びそのコンサルティング業務</u></p> <p>32. <u>金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業</u></p> <p>33. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u></p> <p>34. <u>金融商品取引法に規定する投資助言・代理業</u></p> <p>35. <u>金融商品取引法に規定する投資運用業</u></p> <p>36. <u>金融商品取引法に規定する金融商品仲介業</u></p> <p>37. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>2. <u>第 2 条の第 32 号~第 36 号の変更は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号) 附則第 1 条本文に規定される施行日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は同施行日経過後、これを削除する。</u></p>